

＜教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要＞

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことから、平成20年度から実施しています。（同法第26条第1項）

上記の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。（同法同条第2項）

また、点検・評価の具体的な項目や指標、議会への報告や公表の方法については、特に国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされています。

そこで今年度は、次のような内容及び方法で実施しました。

1 点検・評価の内容

- (1) 平成26年度佐賀県教育委員会の運営状況
- (2) 「平成26年度 佐賀県教育の基本方針」に基づく取組の実績

2 点検・評価の方法

教育委員会の運営状況及び施策・事業の取組実績等を取りまとめ、自己評価を行った後、点検・評価の方法や結果について、教育に関する有識者から意見を聴取しました。

【有識者】

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属	職 名
上野 景三	佐賀大学文化教育学部	教授
武田 徹	(元) 鳥栖市教育委員会	嘱託指導主事
坪田 順子	学校法人大浦学園 大浦ふたばこども園	園長
富吉 賢太郎	株式会社佐賀新聞社	常務取締役
山口 ひろみ	NPO法人唐津市子育て支援情報センター	センター長

3 審議の経過

- ・ 平成27年7月23日（木）
教育委員勉強会を開催し、自己評価案について協議
- ・ 平成27年8月4日（火）
点検・評価に係る有識者会議を開催し、点検・評価の方法や結果について意見聴取
- ・ 平成27年8月25日（火）
定例教育委員会において、「平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」を審議し、議決

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他の教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。